

# 令和2年7月豪雨災害義援金募集要綱（第3版）

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

## 1 趣旨

令和2年7月上旬の豪雨により、鹿児島県内各地に多くの被害が発生し、7市町に災害救助法が適用される事態となりました。このため、鹿児島県共同募金会では、この災害で被害を受けられた方々を支援するため、義援金を募集します。

## 2 名称

令和2年7月豪雨災害義援金

## 3 受付期間

令和2年7月13日(月)から令和2年12月28日(月)まで

## 4 義援金の募集方法

### (1) 義援金受入口座(専用口座)

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
鹿児島銀行	県庁支店	(普)3032664	福)鹿児島県共同募金会
南日本銀行	県庁支店	(普)1153560	福)鹿児島県共同募金会
ゆうちょ銀行	00900-2-211434		鹿児島県共募令和2年7月豪雨災害義援金

※各金融機関の振込用紙を利用すること。

◎鹿児島銀行、南日本銀行、ゆうちょ銀行の本支店間の振り込みについては、窓口での振込手数料は無料扱いとなります。

◎ATM及びインターネットバンキングを利用しての振り込については、振込手数料がかかります。

## 5 現金書留による送金（受付期間内は料金免除）

〒890-8517

鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号

社会福祉法人鹿児島県共同募金会

※宛名のところに「救助用」と明記する。

## 6 使途(配分)

集まった義援金については、鹿児島県、日本赤十字社鹿児島支部、鹿児島県共同募金会等で構成された義援金配分委員会で決定し、市町村を通じて被災者へ配分する予定です。

## 7 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。

※ 税の軽減を受けるためには、義援金の領収書又は義援金の振り込み書の控え、義援金

募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

8 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

9 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

10 問合せ先

社会福祉法人 鹿児島県共同募金会

〒890-8517

鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター2階

TEL 099-257-3750

FAX 099-259-4068

E-mail [akaihane@po.minc.ne.jp](mailto:akaihane@po.minc.ne.jp)